

名家連ニュース

令和3年7月30日(金)
発行：特定非営利活動法人
名古屋市精神障害者家族会連合会
会長 堀田 明
TEL/FAX(052)846-5576 NO.818号

◆障害年金について情報提供◆ (日本福祉大学青木聖久教授)

共同通信記者から下記の情報をいただきました。共有のほど、お願いします。
障害年金においては、何と言っても、認定医の役割が大きく、また、どのような基準やプロセスで診査がなされているかを、常に知ることが重要だと言えるでしょう。

6月14日、社会保障審議会の年金事業管理部会が開かれ、年金機構の令和2年度業務実績が報告されましたので、ご参考までにお送りします。

○障害認定の公正性を一層確保するため、令和元年7月より障害認定医の医学的な総合判断を特に要する事例について、複数の認定医が認定に関与する仕組みを導入し、令和2年度は前年度の2倍以上にあたる2,100件(175件/月)について実施しました。

なお、令和3年3月に開催予定であった認定医会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から開催を見送りました。

○障害年金の不利益処分に係る理由記載の充実を図るため、令和元年10月から一部の傷病に係る不利益処分の理由付記の文書送付を開始し、令和2年4月から全ての傷病について不利益処分の理由付記文書を送付しました。

○令和2年3月に稼働した障害年金業務支援システムにおいて障害年金の請求から認定までの工程や認定結果を管理するとともに、その情報を本部・現場間で共有し、本部・現場が一体となって認定結果や不利益処分の理由等をお客様に丁寧に説明できる体制を整備しました。



○令和元年度の障害年金決定分について、新規裁定及び再認定の決定区分別件数、診断書種類別件数、都道府県別件数等の業務統計を整備し、令和2年9月に機構ホームページで公表しました。

○障害年金に係る審査・認定業務をより適正かつ効率的に実施するため、令和2年12月から障害年金センターの事務処理や組織体制の見直しを検討するプロジェクトチーム(以下、「障害改革PT」という。)を設置しました。障害改革PTにおいて、審査・認定に関する事務処理の見直し、認定医と職員の役割の整理及び組織・人員体制に関する基本方針を取りまとめ、令和3年度において実施する準備を進めました。

○令和2年度から実施した障害年金請求の手続きの簡素化やその具体的な取扱等について、年金事務所及び市区町村から寄せられた質問や意見を取りまとめ、障害年金の相談対応Q&Aを作成し、年金事務所等に周知するとともに、市区町村に情報提供しました。

○今後更に相談体制の充実を図るため、障害改革 PT において、障害年金に関する専用相談窓口やヘルプデスク等の設置について検討を進めました。

(報告書全体はこちら)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12508000/000790583.pdf>